

【発行】上落合中央・三丁目地区まちづくりの会  
事務局：新宿区 都市計画部 景観と地区計画課

# まちづくりの会の報告会を開催します！

平成27年 **7月13日(月)**  
午後7時～8時半

**上落合  
地域交流館**

(新宿区上落合 2-28-8)

上落合中央・三丁目地区まちづくりの会では、新たな防火規制の導入に引き続き、「被災ゼロのまち」「住みやすいまち」の実現に向けた『まちづくりルール』について検討を重ねてきました。

より多くの地域住民の皆さんにまちづくりの会の活動を知って頂くため、このたび、これまでの検討成果の報告会を開催することといたしました。

当日は『まちづくりルール』の検討案をご説明し、皆さんと意見交換をしたいと考えています。多くの皆様のご参加をお待ちしています！お気軽にご参加ください！



## 上落合中央・三丁目地区の まちづくりルールの検討案

1. 主要な避難経路となる道路の安全な空間を確保する。



安全な空間の確保！

2.



電柱は敷地内に移設するなど、緊急車両の通行の妨げとならないようにする。

3.



アパートを建設する場合は、ごみ置き場・駐輪場を敷地内に設置する。

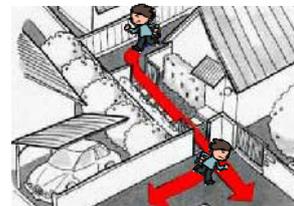
4.

道路に面する塀は、できるだけ低くし、フェンスや生け垣にする。



5.

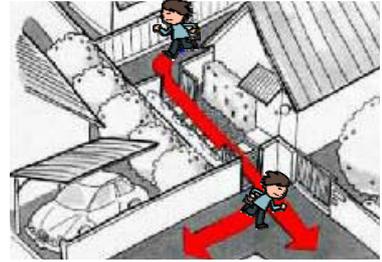
行き止まり道路では、緊急時の通り抜け協定を結ぶなどの対策を行う。



# 行き止まり道路の通り抜けルールについて

まちづくりの会では、災害時に安全で迅速な避難ができるための取組の一つとして、「行き止まり道路の通り抜けルール」を検討しています。

この取組は、災害時に2方向避難ができるよう、緊急時に限って、行き止まり奥の方の敷地内を通り抜けられるよう、ご近所の方と事前に取り決めをしておく、というものです。



実際に、行き止まり道路に面するお宅の門扉に、通り抜けルールの看板を掲示させていただきました！

**募集中!**

「行き止まり道路の通り抜けルール」に関心のある方・ご協力いただける方は是非、まちづくりの会事務局（下記参照）までご連絡ください。

## 今月の まち・ひと紹介

### 耐震改修を終えて 鹿倉邦夫さん（上落合三丁目）



— 昨年11月に知り合いの建築士さん（新宿区耐震診断登録員）にお願いし、耐震診断をして頂きました。その結果から耐震補強工事の計画書と見積りを基に説明を受け、耐震改修工事をお願いしました。

工事の補助金の申請など役所関係の書類は全て建築士さんが準備して、私達は必要な部分のサインと捺印だけでした。

また、工事中の家具の移動などは工務店の作業員や大工さんにやっていただいたので、私達は普段通りの生活を送る事が出来ました。

昨年2月に工事が完了しましたが、その後度々あった小さな地震（震度2～3）では、家の中にいて揺れを感じない事も多々ありました。

この制度のおかげで、地震に対して安心して日常生活を送る環境が整い、大変感謝しています。



「耐震化支援事業」に関する問合せ先：地域整備課 耐震担当 03-5273-3829

#### ■本瓦版全般についてのお問合せ先

事務局：新宿区 都市計画部 景観と地区計画課（河森、菅野、仁瓶）

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 本庁舎8階

電話：03-5273-3843(直通) FAX：03-3209-9227 Eメール：chikukeikaku@city.shinjuku.lg.jp